

更新 月日	設置 ファイル名	更新 ページ	項目	更新内容	
				変更前	変更後
4月25日	公募要領	P. 10	<p>1. 事業概要 I-3. 補助事業、要件及び実施スキーム (5) 支援対象者要件 ④</p>	<p>原則として、下表の各区分において、A若しくはBのいずれかの条件に該当する法人・個人事業主(以下、「中小企業」という。)、又は年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所であること。</p> <p>※年間エネルギー使用量を支援対象者が把握していない場合、省エネお助け隊は、支援活動を実施する前に、年間エネルギー使用量が確認できる証憑を支援対象者より入手し、確認すること。</p> <p>※中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業所である場合、省エネお助け隊は支援対象者より、SIIが提供する「みなし大企業に該当しないことの宣誓書」を入手すること。</p>	<p>原則として、「中小企業基本法に定める中小企業者(下表の各区分において、A又はBのいずれかの条件に該当する法人・個人事業主)」、又は「<b>会社法上の会社に該当しないもので、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所</b>」であること。<b>ただし、過年度事業において、「会社法上の会社であり、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所」における支援活動の実績を有している場合は、継続して支援活動を行うことを認めるものとする。</b></p> <p>※<b>会社法上の会社に該当しないものとは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。</b></p> <p>※年間エネルギー使用量を支援対象者が把握していない場合、省エネお助け隊は、支援活動を実施する前に、年間エネルギー使用量が確認できる証憑を支援対象者より入手し、確認すること。</p> <p>※中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業所である場合、省エネお助け隊は支援対象者より、SIIが提供する「みなし大企業に該当しないことの宣誓書」を入手すること。</p>
5月9日	公募要領	P. 10、11	<p>P. 10 ②事業所全体において、以下のいずれかに該当する省エネルギー等に関する診断を既に受診済、又は事業期間中に受診する事業者であること。 ・省エネお助け隊が本事業で実施する省エネ診断 ・(一財)省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断 ・自治体等が実施する省エネ診断等 ・令和4年度補正予算「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金」(以下、「診断拡充事業」という。)における登録診断機関が実施する省エネ診断 ※当該事業における省エネ診断は、事業所全体でなくとも可。 ・その他SIIが省エネルギー等に関する診断と判断したもの ※過去に省エネ診断を受診している場合でも、現状のエネルギー使用実態と診断当時のエネルギー使用実態に乖離がある際には、必要に応じて再度事業所全体の省エネ診断を実施すること。</p> <p>③省エネお助け隊の支援活動を受けることに同意し、契約書を交わす事業者であること。</p> <p>④原則として、「中小企業基本法に定める中小企業者(下表の各区分において、A又はBのいずれかの条件に該当する法人・個人事業主)」、又は「<b>会社法上の会社に該当しないもので、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所</b>」であること。<b>ただし、過年度事業において、「会社法上の会社であり、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所」における支援活動の実績を有している場合は、継続して支援活動を行うことを認めるものとする。</b></p> <p>※<b>会社法上の会社に該当しないものとは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。</b></p> <p>※年間エネルギー使用量を支援対象者が把握していない場合、省エネお助け隊は、支援活動を実施する前に、年間エネルギー使用量が確認できる証憑を支援対象者より入手し、確認すること。</p> <p>※<b>中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業所である場合、省エネお助け隊は支援対象者より、SIIが提供する「みなし大企業に該当しないことの宣誓書」を入手すること。</b></p> <p>P. 11 ⑤以下のいずれかに該当する「みなし大企業」でないこと。 ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。<b>ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。</b></p> <p>・交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。 ※みなし大企業に該当しない場合は、事業者の責任においてその旨を宣誓すること。宣誓内容に虚偽があった場合には、SIIより補助金の返還を求める。</p> <p>※<b>同一法人(中小企業等を除く)で複数事業所を支援する場合は、個別の事業所に省エネルギー等に関する課題が存在し、個別の事業所が主体となって実施する省エネルギー等に関する取組を支援する場合に限り認められる。</b></p> <p>※支援対象者が「経営革新計画承認企業」である場合に限り、支援を受けた省エネお助け隊の支援対象地域外にある自社事業所への支援も可能とする。</p>	<p>P. 10 ②省エネお助け隊の支援活動を受けることに同意し、契約書を交わす事業者であること。</p> <p>③原則として、「中小企業基本法に定める中小企業者(下表の各区分において、A又はBのいずれかの条件に該当する法人・個人事業主)」、又は「<b>会社法上の会社に該当しないもので、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所</b>」であること。<b>ただし、過年度事業において、「会社法上の会社であり、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所」における支援活動の実績を有している場合は、継続して支援活動を行うことを認めるものとする。</b></p> <p>※<b>会社法上の会社に該当しないものとは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。</b></p> <p>※年間エネルギー使用量を支援対象者が把握していない場合、省エネお助け隊は、支援活動を実施する前に、年間エネルギー使用量が確認できる証憑を支援対象者より入手し、確認すること。</p> <p>④<b>中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業所は、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」でないこと。</b> <b>なお、上記の事業所に該当する場合は、省エネお助け隊は支援対象者より、SIIが提供する「みなし大企業に該当しないことの宣誓書」を入手すること。</b></p> <p>・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。<b>ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。</b></p> <p>・交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。 ※みなし大企業に該当しない場合は、事業者の責任においてその旨を宣誓すること。宣誓内容に虚偽があった場合には、SIIより補助金の返還を求める。</p> <p>P. 11 ⑤事業所全体において、以下のいずれかに該当する省エネルギー等に関する診断を既に受診済、又は事業期間中に受診する事業者であること。 ・省エネお助け隊が本事業で実施する省エネ診断 ・(一財)省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断 ・自治体等が実施する省エネ診断等 ・令和4年度補正予算「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金」(以下、「診断拡充事業」という。)における登録診断機関が実施する省エネ診断 ※当該事業における省エネ診断は、事業所全体でなくとも可。 ・その他SIIが省エネルギー等に関する診断と判断したもの ※過去に省エネ診断を受診している場合でも、現状のエネルギー使用実態と診断当時のエネルギー使用実態に乖離がある際には、必要に応じて再度事業所全体の省エネ診断を実施すること。</p> <p>※支援対象者が「経営革新計画承認企業」である場合に限り、支援を受けた省エネお助け隊の支援対象地域外にある自社事業所への支援も可能とする。</p>	